

一般社団法人 全国サービスクリエイター協会
慶弔見舞い金規程

一般社団法人 全国サービスクリエイター協会

一般社団法人全国サービスクリエイター協会 会員慶弔規程

第1章 総則

この規程は全国サービスクリエイター協会会則第25条に定める慶弔について、下記の通り定め、会員の相互の福祉と会員互助の精神に基づいて必要な給付を行うものとする。

第1条（適用範囲）

この規程は、本協会定款第56条に基づき、その慶弔について必要な規程を定めるものとする。

2 本協会が会員相互の互助の精神に則り及び会員相互の福祉の増進を図るため、次の者（以下「会員等」という。）に対して適用する。

- (1) 定款第7条に定める会員の代表者
- (2) 定款第25条に定める役員
- (3) 定款第26条に定める顧問等
- (4) 定款第54条に定める事務局員

3 前項に拘わらず、過去に第7条に定める役員であったものでその後も本会に賛同する者、及びその他理事会において必要と認める者も同様の取り扱いとする。

第2条（受給手続）

本規程によって慶弔金を受けるべき者は、書面をもって申出るものとする。

第2章 慶弔金等

第3条（結婚祝金）

会員等が結婚したときは、結婚祝金として1万円を贈ることができる。

第4条（出産祝金）

会員等及び配偶者が出産したときは、出産祝金として1万円を贈ることができる

第5条（弔慰金）

会員等又は家族が死亡したときは、次の香典を贈ることができる。

- (1) 会員等の場合 3万円
- (2) 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）の場合 2万円
- (3) 実子若しくは養子又は実父母若しくは養父母の場合 2万円

2 前項第1号に該当する者に生花又は花輪を贈る。

- 3 第1項第3号に該当する者の範囲は、その者の死亡当時会員等と生計を共にしていた者とする。ただし、父母については、この限りではない。
- 4 会員から希望があった場合は、第1項第2号、第3号の金額の範囲で生花又は花輪を贈ることが出来る。

第6条（災害見舞金）

会員等の現住居が罹災し損害を受けたときは、その被害に応じて災害見舞金を支給することが出来る。金額は、理事会にて協議し決定する。

第7条（事実の確認）

会員等が第3条から第6条に該当する場合は、各ブロック長がその事実を確認するものとする。

第8条（贈与金の支給停止）

この規程による贈与金を支給すべき事由が発生した場合において、会費未納である会員等に対しては贈与金の支給を停止する。

第9条（特 例）

第3条から第6条の規程にかかわらず、特に本会に貢献した会員に対しては、慶弔金を増額することができる。

（2）前項に該当する者の扱いについては、その都度会長の決議によるものとする。

第9条（時 効）

本規程による請求権は、当該事由の発生した日の翌日から2年を以って時効とする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。